

# 告 示

## 埼玉県監査委員告示第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十二項の規定に基づき、埼玉県知事及び埼玉県教育委員会から監査の結果により措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

令和二年三月六日

|         |      |
|---------|------|
| 埼玉県監査委員 | 山本光紀 |
| 埼玉県監査委員 | 佐野勝正 |
| 埼玉県監査委員 | 高橋政雄 |
| 埼玉県監査委員 | 新井一徳 |

1 監査の結果「指摘」とした事項

| 対象機関  |       | 監査結果の公表年月日<br>(県報の号数) | 監査の結果   | 講じた措置  |
|-------|-------|-----------------------|---|--|
| 保健医療部 | 国保医療課 | 令和元年10月4日<br>(第44号)   | <p>平成30年度に長期継続契約で締結した「国保データベース(KDB)システムハードウェア保守業務委託」について、次の点で不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 委託契約の内容が、埼玉県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に規定する要件に該当しないにもかかわらず、長期継続契約として締結した。</li> <li>2 長期継続契約の契約書に、翌年度以降に歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合、契約を解除する旨の特約が定められていなかった。</li> </ol> | <p>再発防止に向けて以下の取組を行った。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 変更契約における見直し<br/>消費税及び地方消費税の税率改定に伴う令和元年10月1日付け変更契約において、契約における仕様書を一部見直すとともに、長期継続契約における契約解除の特約について規定した。</li> <li>2 再発防止対策<br/>長期継続契約の締結を適切に行うため、契約内容及びその必要性について、事務担当者、経理員、決裁ルート of 職員等複数の者が確認し、課として慎重に検討・判断する。特に今回、契約内容の特殊性による契約仕様の理解不足が不適切な契約につながった要因の一つと考えられることから、仕様書の作成に当たっては契約内容を十分理解した上で整備することとする。<br/>さらに、契約金額にかかわらず、長期継続契約を締結する際には、事前に入札課へ相談を行うこととする。</li> <li>3 職員への周知徹底<br/>国保医療課では、所属全職員に対し、指摘に至った経緯、誤りの内容、原因について周知するとともに、長期継続契約に係る条例及び依命通達の運用における留意点について改めて確認し、適正な長期継続契約事務の実施について徹底を図った。<br/>併せて、保健医療部内の全課所に対しても、事例の周知と同様な誤りがないよう注意喚起を行った。</li> </ol> |

## 2 監査の結果「注意」とした事項

| 対 象 機 関 |         | 監査結果の公表年月日<br>(県報の号数) | 監 査 の 結 果  | 講 じ た 措 置   |
|---------|---------|-----------------------|--|---|
| 教育局     | 朝霞西高等学校 | 令和元年12月13日<br>(第64号)  | 平成30年度の「灯油単価契約」について、予定価格が160万円を超えた場合は競争入札により事業者を決定し契約すべきところ、随意契約としたことは不適切であった。 | <p>再発防止のため、担当内の会議で監査結果の周知をするとともに、契約事務の注意点等についても再確認し、適正な契約事務の執行がなされるよう徹底を図った。</p> <p>また、出納総務課作成の「財務に関するチェックシート（契約編）」の項目に、「財産の買入で予定価格が160万円を超える場合は随意契約不可」である旨を追記し、執行伺いの際の確認を徹底することとした。</p> <p>なお、チェックシートに記載する項目の見直しに当たっては、誤りが生じやすい他のポイントについても併せて改善し、契約事務全般について不適正事例の発生防止を図った。</p> |